

前項ノ期間ハ行政官廳必要アリト認めタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得但シ十日ヲ超ユルコトヲ得ズ
第十條中「各二名」ヲ「各半數」ニ改ム

第十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

行政官廳ハ當該官吏ヲシテ調停委員會ニ出席シ意見ヲ述バシムルコトヲ得

第十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ第一條ノ二ノ規定ニ依リ當該官吏ヲ調停ニ關スル調査審理ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十九條中「調停手續」ノ下ニ「又ハ調査審理手續」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一條第一項ニ掲グル以外ノ事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ行政官廳若シテ關係地方ノ産業又ハ公益ヲ害スル虞アリト認めタル場合ニ於テ第二條ノ規定ニ依リ通知アリタルトキ亦前項ニ同ジ

第十九條ノ二 第一條第一項ニ掲グル事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ作業團體又ハ同盟罷業ヲ爲ス場合ニ於テハ當事者（當事者ヲ團體又ハ集團ナル場合ニ於テハ其ノ主ナル代表者）ハ三日前ニ行政官廳ニ對シ調停委員會開設ノ請求ヲ爲ス

コトヲ要ス

第二十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一、故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提出ノ爲サザル者

二、第十九條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條中「第十九條」ヲ「第十九條第一項」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十九條中第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

以上改正法律案の主旨は、調停法が所謂公事業以外の産業の労働爭議に於ても、行政官廳の必要を認められた場合は強制調停を行ひ得ることとし、其他の手續の改正に依つて、從來殆ど死物に等しき調停法に、生氣を與へんとしたものである。

労働組合促進法

労働組合促進法は、直ちに委員会に廻付されたが、これが審議を徒らに延長し、以つて審議未了に終らしめんとする策動

は、資本家團體と、政友、民政兩黨の委員の間に行はれ、愚問、愚答を續行して、我西尾委員の奮闘も空しく二十日間の時日を費ひした。三月十七日漸く衆議院本會議に上提されたが、我片山代議士の質問演説も封鎖し、該案の缺陷を巧みに隠蔽しつゝ、兎に角衆議院を通過せしめたのである。然し乍ら、閉會の時は目前に迫り、該案が貴院に於て、審議未了に終るべき運命は豫想されたところであつた。その豫想あるが故に、多數を制し得たとも言ひ得るのである。

我闘同盟の活動

労働組合法獲得運動は、我同盟多年に亘つて續行し來つたところであるが、昭和五年十一月、大阪に於ける第十九回大會に於ても、之が猛運動に就て決議するところあり、これに従つて全國的に運動を展開し、各地加盟組合及支部は、地方商工會議所に立會演説の申込其他の抗議運動を積極的に起し、或は示威運動、演説會其他に依つて輿論の喚起に努め、労働階級の闘争力を動員した。

又、労働立法促進委員會参加組合と協力して、労働組合法謀殺の兇悪團、郷を懸せし「の印刷物を五十萬作製し全國的に配付した。又、各關係大臣を訪問し、労働組合法に關する勞資の討論會の開催を要求した。これの一部は所謂「勞資懇談會」の開催となつて實現せんとしたのであるが、資本家側が出席を拒否した事は、前述の如くである。

政府の改悪案發表せらるゝや第十六回労働立法促進委員會は、左の聲明書を發し、一層の猛運動を申合せた。

聲明書

既に我等は社會局原案に對してすら、團結權、罷業權、團體協約權等の確認に付き、改正の必要を認めたのであるが、現内閣が第五十九議會に提出せんとする労働組合法案は、この社會局原案を更に資本家階級の壓力に依り、著しく改悪したるものにして、我等は我國労働運動の正常なる發達を促進する上から、これを以つて甚しく妥當を缺くものと思へ、斷然之に反對し、併せて我等は今後あくまで完全なる労働組合法の獲得を期す。

労働立法促進委員會

社會民衆黨も、労働立法促進委員會と歩調を合はし、共同戦線を張つたが、第五十九議會に於て、片山、西尾の兩代議士は、孤軍奮闘よく力戦した。